

社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償に関する規則

[平成 16 年 11 月 1 日・規則第 7 号]

[平成 21 年 9 月 17 日・改正]

[平成 21 年 11 月 26 日・改正]

[平成 29 年 3 月 28 日・改正]

[令和 5 年 6 月 9 日・改正]

(趣旨)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 10 条第 3 項の規定に基づく役員報酬及び費用弁償の額、定款第 13 条 13 項の規定に基づく評議員の費用弁償の額及びその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 評議員

(2) 役員（会長、副会長、理事、監事）

(報酬)

第 3 条 役員等に報酬を支給するものとし、その額は別表 1 のとおりとし、毎年度末にこれを支給する。ただし、会長が必要と認める場合は、年 2 回以上に分けて支給することができる。

2 役員が新たに選任又は委嘱された場合は、選任又は委嘱された月から支給し、退任した場合は、退任した月までの額を支給するものとする。

3 前各号の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第 4 条 役員等が本会の職務のために旅行（市内での会議等を含む。以下同じ。）をしたときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、本会職員旅費支給規程（平成 16 年規程第 13 号）の例による。ただし、日当の額は、別表第 2 のとおりとする。

3 前各号の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないことができる。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 5 年 6 月 9 日から適用する。

別表 1 報酬（第 3 条第 1 項関係）

区 分		報酬の額
評 議 員		回額 6,000 円
役 員	会 長	月額 35,000 円
	副会長	回額 6,000 円
	理 事	回額 6,000 円
	監 事	回額 6,000 円

備考 回額報酬の役員等で会議等に要した時間が 3 時間以下であった場合には回額報酬を 3,000 円とする。

別表 2 日 当（第 4 条第 2 項関係）

区 分		日当の額
評 議 員		2,000 円
役 員	会 長	2,000 円
	副会長	2,000 円
	理 事	2,000 円
	監 事	2,000 円

備考 市内での旅行（会議等を含む。）には日当を支給しない。